

新計量法の實施

製造、修理、販売業者の手続は 八月末日迄に

物を計るといふことは私達が社会生活を営んでゆくにはなくてはならないもので、それは社会のあらゆる分野の基礎であるからである。ところで計量に関する制度の度量衡法が改正され、この三月一日から計量法が実施された。

計量器といわれたものを一切含めて計量法では「計量器」と呼ばれます。

製造、修理、販売等 今迄免許制度であった計量器の製造、修理の事業は許可制度に、販売は登録制度に変更された。関係業者は八月末日までにそれらの手続を取らねばなりません。

また追加計量器の取扱者も同じく八月末日までに手続を終らねばならない。九月一日以後は製造、修理、販売の事業は出来ません。なお販売の仲立頒布の事業も同様です。また銀行等が担保として取得した計量器を処分する場合なども簡単な手続がいられます。

三、商品の正味量と品質の表記 計量器ではかつて容器に入れ、または包装してこれに附けた封紙を破らなければ中味の増減が出来ないようにした商品には必ずその正味量や濃度、密度、粘度について「品質」を表記しなければならぬことになりました。

四、酒びん等の容器検査 経済が進展するにつれて、大量生産が増加しますが、こんな場合一々計量器でその都度計量することは不便だし、間違も起き易いものです。そこで容器検査に合格した容器で自由な取引出来るような制度が出来ました。

五、計量器の使用制限 正しい計量器を正しく使用するために「はかり」の水平と零点をたゞざねばならないことは今まで通りですが、なお更に商品の一回の販売量が十キログラム以下のときは、その販売量の十分の一以下の小さい目盛のある「はかり」を使わなければならないになりました。例えは二十匁の秤をはかりの目盛十匁や五匁の「はかり」を使つてはいけません。

六、定期検査 取引及び証明等に使用される計量器は毎年一回必ず定期検査を受けなければなりません。しかし、たま／＼病気であつたり、どうしても旅行しなければならぬ等、やむを得ない事情のために、きめられた期日に受検出来ない見込の者は、事前に手続をとれば定期検査に代る検査(代検査とゆう)が受けられる制度が新しく設けられました。但しこの代検査には僅ながらの手料がいられます。

七、計量管理と指定事業 経済発展の基礎であります計量を自主的に管理することを助長する制度が新しく設けられました。この計量管理を実施する会社、工場、店舗等は一定の手続をとると指定事業場となり、定期検査の免除、その他の特典が与えられます。

八、覆審制度 計量法上の行政処分には検定、定期検査等のように事実行為を主とする処分と許可登録等のように法律行為を主とする処分とがあります。計量法では前者に対しては再検査、後者に対しては異議の申立が出来るとなりました。

九、やはり罰則はある いかにか取締法規から指導法規へと民主的に代りその目的も産業の発展と文化の向上に寄与すること、はいえ小さくは一般家庭台所の安定、大きくは日本経済秩序の確立がその目的の一つである限り、やはり計量法にも罰則はあります。最高三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金、最低一万円の罰金で悪質なものに対しては併科されるようになつております。

計量法は法律が四百条、政令、省令が約五千条でこの膨大なものを僅かの紙面では説明し切れません。からくわしいことは市役所産業課へお問合せ下さい。

!!主な変わったところ!!

一、計量器 これまでの度量衡器、計量器の外に次のものが適受を受けるようになりまし(追加計量器とゆう)

時間計・面積計・定積積込機 目盛付タンク類・肺活量計・血圧計・速さ計・力計・血圧計・仕事計・工率計・熱量計・角度計・流量計・粘土計・濃度計・光度計・光東計・照度計・周波数計・騒音計・材料試験機・粒度計・屈折度計・耐火度計

これ等のものに今までの度量衡器

フレンド子供会の皆さん有難う

六月二十四日早朝私達津市を襲った台風

青島町田沼通り二丁目フレンド子供会のお友達から、二十七日市役所へ罹災された焼津中学の皆さんへお慰めの言葉を下さり、金二百八十円も届けられました。青少年問題のややく言われてい

る時、美しい心持のお友達が出来て本当にうれいと思ひます。

農薬の勉強 知れずき **ボルドー液**

作物の葉や茎に斑点など作つて被害を与える病原菌に対する防除方法は種々ありますが、中でも一番効果があり又古くから親しまれて居る方法に石灰ボルドー液の散布があります。これはあまり知り過ぎて言ふか或は古い言葉に「過ぎたるは及ばざるが如し」と言ふ事があるそれにあてはまるものかわ解釈に苦しむ所でありますが、とにかく温度も上昇し梅雨ともなれば湿度も適当で植物の生長に病原菌の繁殖にも全くの適雨でありこれからの毎日々々が雑草や病虫害との戦である事は言うまでもない、この様な時期に病原菌の防除としての石灰ボルドー液について今一度省りみて要所々々を拾ひあげて見ると、

植物の活動が盛んになつて来ると農家の皆様は猫の手も借りない程の忙しさに追込まれ、おそろしく病原菌の活動初期に完全に抑えなくては効果が上らないとゆう事、或は初めに散播する事が長いとわかつてても回数減らす事で濃度を高くして少しい位の散播とゆう事で撒布される方が多いのではないかと

と思われませんが、石灰ボルドー液自体はどんな性質をもつて居るか考へて見ると、

一、ボルドー液の性質 (イ)先づ第一に濃度が高い場合は低い場合に比べて効果が優る事は

論雨前に撒布する事で葉書の心配がなければ極端ではあるが小雨位なら撒布した方がよい場合もあり

ます、雨による容脱は案外少い点から云つてもそうであり又病原菌が植物の裏面に付いてから発芽侵入する時間が非常に短いものであ

つて雨後乾くまでには既に侵入し終つて居るのであります。こんな事が石灰ボルドー液散布の要点だと思ふのが個々の農作物の薬剤散布にあつては病気の発生状態或はその時の天候等により右を参考にしながら決定するべきであります

二、今後の殺菌剤 最近ボルドー液よりも効果があると言われて居る殺菌剤が居りますが、この有機殺菌剤が居るものもありませんが、この殺菌剤はボルドー液の様に一部のものには葉書の為使用が出来ないと言ふ事はなく又その薬品の〇、二%はボルドー液に優る殺菌力があるとされたり、かつ実際の面に於ては価格が高かつたり持続効果の短い事などが未だ、と云ふ所、持続効果の例を示せば一石二鳥式石灰ボルドー液は八日間合計八回の降雨の後にも約六〇%の殺菌力があつたが有機殺菌剤では二〇%前後しかなく雨による溶脱が著しい、日本の様に多雨地帯では今の所一考を要する問題であります。

詳細については地区農業改良普及事務所に問合せ下さい。

年少者の犯罪が 増加の傾向

去る六月十三日午前九時より市役所会議室に於て社会福祉協議会青少年問題対策部会が発展途上にある私達焼津に犯罪者を撲滅しよう

と第一回懇談会が開催され青年団代表片山氏は青年団本来の任務である青少年の善導に中心となつて進むべきであり之に保護司各位並に各家庭の協力を依頼すれば、婦人会代表久門氏は犯罪者は年令的に見て何才位であるかの質問に

対し二十才前後の犯罪者が最も多く、年令別に表せば(昭和二十三年と

昭和二十六年との比較

昭和二十六年との比較

十四才未満 三六 八四 十五% 十四才 一五 三三 二六% 十八才 二〇 四二 二二% 二十才 二〇 四二 二二%

となり可愛い我が子を犯罪の二字で汚さない為には我が子を放任することなく各家庭の御母様方の愛の手が如何に必要であるかを各方面から分析見討し、社会教育委員会、市民生課、福祉協議会を含めて青年団の幹部指導者講習会を開き青少年の犯罪未然防止に当り、少年保護司並に警察による防犯に対する宣伝を実施する旨の結果が生れ正午閉会した。

地目變換なしで土地を 他に使用していませんか

土地には第一種地と第二種地とがあるが普通個人としての土地は第一種地に属するものであつて、これが地目には田、畑、宅地、塩田、飲泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地に区別される。それで第一種地について地目變換したと

貿易の振興は戦後我國の経済再建上一大緊要事として官民共ぞつて之が促進に邁進して居る事は誠に喜ばしい現状です、惟ふに毎外貿易の振興対策は輸出品の公開による貿易業者と生産者との緊密なる連繫のもとに海外販路の開拓、商品の宣伝をはかること、絶えず各市場に適應する商品の研究、品質の改善に努力する事です。これ等の事は国内市場開拓の場合に於

ては同等の事が云えます。焼津の物産は非常に豊富で多岐にわたりますが、宣伝力に於ては今一步の感が深い様です、これ等の要請に因應する為には静岡県物産を国内の生産業者並に関係者には進んで出品され産業焼津を国内は勿論海外に迄宣伝しようとするべきです。常力に力をいれたいです。昨年十月福岡市に於て静岡県物産展示即売会が開催され本市内各業者も数点出品多大なる反響を呼

展示会、即賣会には 進んで出品を

最新式男女兼用自転車入賞

の最新式男女兼用自転車審査の結果優秀なものと認められ輝く入賞の榮に浴しました。

今後毎年各所に於て展示会、即売会、見本市等開催されますので市内の生産業者並に関係者には進んで出品され産業焼津を国内は勿論海外に迄宣伝しようとするべきです。常力に力をいれたいです。昨年十月福岡市に於て静岡県物産展示即売会が開催され本市内各業者も数点出品多大なる反響を呼

き土地所有者は一ヶ月以内これを登記所に申告しなければならぬと……土地台帳法第三十二條に於ては一般にこの法律が普及して居らないために適確に実行されて居らない様がある。

勿論申告をなすべき義務のある者がその申告をしないときは罰則(一万円以下の過料)もあるのであるが要は自分の所有して居る土地を顧みて土地台帳の地目と現況とを一致して居ればよいのであるから万一相違の土地があつたらこの際至急地目變換の手続を取られることをお勧めする、謂うまでもなく地目の正確性に農地に於ける地目の正否如何は直接当局の農産計畫樹立の上に重大なる影響を齎すものであるから農家の皆さんは大いに此の点に関心を持たれたらたい。

なお地目變換をする場合には交換區別によつては前手続をふまなければ正式申告が出来ない場合もあれば一応市農業委員会へ御相談願ひたい且つ土地台帳の地目を知らたい向は御速慮なくこれ亦市農業委員会へお尋ね下さい。